

平成31年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成31年3月6日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成31年3月6日（水） 午前9時00分
散 会 日 時	平成31年3月6日（水） 午後1時51分
委 員 長	羽鳥 健
委 員 会 出 席 委 員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 矢部 一夫 潮田 幸子
委 員 会 欠 席 委 員	な し
委 員 外 議 員	な し
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	件名	審査結果
第20号	鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第21号	鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第22号	平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第28号	平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市民部)

市民部長 田口 義久
 市民部副部長 関口 泰清
 市民部副部長兼市民課長 関根 和俊
 市民税課長 原口 信行
 資産税課長 染谷 秀幸
 収税対策室対策室長 矢澤 欣子
 市民部参事兼やさしさ支援課長 松本笑美子

(環境経済部)

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 馬橋 陽一
 環境経済部副部長 平井 敏一
 環境経済部副部長兼農業委員会事務局長 松村 洋充
 環境経済部参事兼産業・交流拠点推進プロジェクト課長 高坂 清
 環境課長 小林 弘樹
 産業振興課長 新井巳代子
 産業振興課副参事 中西 克仁
 観光戦略課長 小川 哲夫

吹上支所副支所長 大澤 昌弘
 川里支所副支所長 山縣 一公

書記 岡崎 夏子
 篠原 亮

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。矢部一夫委員と潮田幸子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第20号 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号 鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思います。なお、議案第22号及び議案第28号については、歳入と歳出は関連していることから、歳入、歳出を一括して執行部から説明の後、質疑の順としたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第22号及び第28号については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願い申し上げます。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(潮田) 今回の議案は、この委員会に付託された部分は余り多くないかなというふうに思いますので、できる限り説明を詳しくしていただけるとありがたいかなということを一言お伝えしたいと思います。

(委員長) では、潮田委員のほうからそういう要望ございましたので、執行部のほうではしっかりとご了承いただき、説明をお願いいたします。

それでは初めに、議案第20号 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(環境課長) 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第20号についてご説明させていただきます。議案資料の最後から2ページをお開きください。鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、新旧対照表をごらんください。改正内容につきましては、消費税法の税率変更に伴い、し尿処理手数料について別表第1で定めた額に乘じる備考1の率を100分の108を100分の110に改めるものです。また、備考第2に規定する特殊便槽についても消費税等相当額を付加し、356円を363円に改めるものです。なお、附則において、施行期日は平成31年10月1日を予定しております。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) これについては消費税の税率が上がるからということでありませうけれども、この特殊便槽というものがどういうものか。私もちょっと調べたのですけれども、もう少しよくわからなくて、どういうものなのか説明いただきたいと思います。これが1カ所当たり363円というのがこれに加算されるということでありませうけれども、この特殊便槽というのが全体の世帯に対してどのくらいの割合があるのか、これが加算される世帯がどのくらいあるのかということ、またそれとは別に、本下水ができるのに、まだしていない世帯というのがどのくらいあるのかをお聞きしたいと思います。

(環境課長) それでは、まず初めに特殊便槽のご説明のほうをさせていただきます。特殊便槽というのは、仮設トイレ等によく見られるかと思うのですけれども、簡易水洗と言われる、くみ取りでありながら便器を水で洗い流す、水で洗い流す形の便槽のことを特殊便槽といいます。特殊便槽に関しては、1世帯当たり人数が何人いてもこの金額の追加という形になります。それと、特殊便槽が市内に何件あるかということですが……特殊便槽に限ってというちょっと数が、うちのほうで、申しわ

けございません、把握できていないものですから、市内全体でくみ取りのお宅が何世帯あるかというのであれば、資料としてあるのですが……

(特殊便槽ではない…との声あり)

(環境課長)市のくみ取り世帯としますと、31年1月1日現在で624世帯あります。下水道が引ける可能な地域でどのぐらい特殊便槽あるいはし尿くみ取りを使っているお宅があるかというのも、申しわけございません、地区によっての計算というのが出ていないものですから、全体としての先ほど申しあげました624世帯という把握でしかありません。

以上です。

(潮田)624世帯というのは本会議のほうでも話がありました。それで、これまた予算のほうとかかわってくるのですけれども、実際にはこれは少しずつ減ってきているということだと思いたしますが、年に何世帯ぐらいずつが減ってきているのか。これで今回税率が上がることで影響する世帯というのが減っていくというふうに考えてよろしいかと思うのですが、大体どのくらいずつ毎年減っていったのでしょうか。

(環境課長)世帯数に関しましては、平成28年4月1日からの数字という形になってしましますが、平成28年4月1日がし尿くみ取り世帯が762世帯、続きまして平成29年4月1日現在が744世帯、続きまして平成30年4月1日現在が678世帯で、現在先ほど言いました31年1月1日現在が624世帯ということで、大体1年で20世帯から、多いときでは60世帯ぐらいの件数で減少しております。

以上です。

(潮田)そうすると、これが毎年20世帯ぐらいずつということは、市としても補助金を出しているかと思うのですけれども、くみ取りからかえるときに、合併浄化槽とかにするときに補助金を出していると思うのですけれども、これ皆さんかえない理由は経済的な理由が主なものなのでしょうか。今この補助金というのはどのくらい出ているのでしたっけ。

(環境課長)浄化槽の転換に関する補助金は、年間で37件、今年度37件補助の対象となっております。金額でいいますと、30年度、今年度の予算ベースになりますが、2,369万8,000円という予算となっております。

以上です。

(潮田) そうすると、今2,369万ということでしたけれども、1件当たりというのが……

(人槽によって違うとの声あり)

(潮田) でも、大体どのくらいかかっているか。1件当たりどのくらいかかっていますでしょうか。

(環境課長) 暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時13分)



(開議 午前9時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境課長) 浄化槽の補助金になりますと、人槽ごとに補助の対象金額というのが変わってきてしまいますので、参考という形になってしまうのですけれども、ちなみに一番小さいと思われる5人槽に関しては、今市から補助として出している、財源としては国と県の財源も含めてなのですけれども、市から財源出しているものとする、5人槽で約57万3,000円の補助という形になっております。

以上です。

(何事か声あり)

(環境課長) 済みません。先ほどの質問の中で1つちょっと逃してしまいまして、申しわけございません。本来であれば本下水につなげるにもかかわらず、本下水につないでいないという世帯に関しては、先ほども言いましたように地区で分けているわけではないので、市全体という形にはなってしまうのですけれども、本下水につないでいないし尿くみ取りあるいは浄化槽のお宅としますと、先ほどのし尿くみ取り世帯が624世帯、そのほかに浄化槽を使われている世帯が1万929世帯という形になっております。

以上です。

(環境経済部長) それ今ちょっと補足しますと、その1万929のうちの幾

つかが下水道の範囲内に入っていると。課長が地区で出ていませんという説明は、下水道は地区がもう下水道の地区というのが決まっていて、違うところはもう一生下水道は入らない部分があるのです、範囲を広げない限り。なので、そういう意味で、地区別には出ていませんけれどもというのはそういう意味です。ですので、本来ですと、その地区の中で加入率がどうのこうの、ちょっと下水でないと、うちの部では、はっきり答えられないのですけれども、そういう部分の説明がちょっと足りなかったと思います。

(菅野) これは消費税分を上げているということですがけれども、消費税って上げるのまだ国会で決まったわけではなくて、全国でこれを行っているのでしょうかけれども、不届きですけれども、決まってもいないのにかがかなと思うのですけれども、今大もめにもめている案件があるわけですから、それが解決しないでどうかなと思うのですけれども、これは全国で行っていることなのでしょうね。仮に消費税がこの時期統計不正でやる状況ではないということで延期になったら、またやり直せばいいのでしょうかけれども、そのときの議会で。決まらないうちにやるのは不届きだと思います。

それから、実際にこれが……

(何事か声あり)

(菅野) だから、不届きだということを行っているのです。だから、どうするかといったら、またそれはそのときでもう一回これを直すということだというふうに答えるのだと思うのですけれども。うなずいているからしようがない。

それから、大体これをする家庭というのは古くからうちを建てているうちですよ。最近建てるうちはみんなするわけですから。最近の人はみんなやっているわけですよ。そうしないと建設許可がおりにないのではないかと思うのですけれども、くみ取りでは。どれぐらいの年月をたった方たちが多くこの適用になっているのでしょうか、うちを建てて。例えば生出塚なんかは最初から下水道にするようになっていて、それぞれが浄化槽いっぱい、曝気式とかいろいろ使っていて、一斉にやれと言われ

てやったのです。

(何事か声あり)

(菅野) だから、ただこの対象になる方は古い、こういう制度のないとき建てたわけでしょう。制度がある場合は……

(所管外になっちゃうの声あり)

(菅野) ないからね。だから何年ぐらい前の方たちが適用になって、かなりのまとまったお金を出さなくてはいけないわけですから、そこら辺というのはどうなっているのでしょうか。

(環境経済部長) これは恐らく建築基準か何かであるので、法整備に伴って合併を入れなくてはならないとかとなったので、ちょっとうちのほうでは。どのぐらい……

(菅野) 30年も前か、40年も前かもしれないでしょう、うち建てて。

(環境経済部長) そういううちも当然あると思いますけれども、うちのほうでは、ちょっと済みません、把握し切れていないところです。

(菅野) 矢部さんのほうがよく知っているみたい。矢部さんが知っているみたい。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。所管の違いがありますので、この質問については差し控えていただければと思います。

(矢部) 先ほど言った六百何でしたっけ、七百何でしたっけ、あれは市営住宅も入っているの。それだけ。

(環境課長) 今のご質問なのですけれども、申しわけございません、ちょっとどこのお宅というかエリアというのは、申しわけございません、ちょっと把握していないので、件数のみという形になってしまいます。

(大塚) 確認をしたいことが1点ありまして、特殊便槽というジャンルというか分類の中にあっても、日常生活で使用しているということで伺いますけれども、今回は消費税の税率の変更によってということでありませぬ。そうすると、消費税のアップに関しては、いわゆる軽減税率の対象物件が幾つかあると思うのですけれども、日常生活にかかわっていても、今回はこの軽減の対象にはならなかった。もしそこら辺細かい情報があれば、初めに伺いたいと思います。

(環境課長) 申しわけございません。細かい情報についてはちょっと把握はしていないのですけれども、今回の値上げに関してはし尿を処理している北本地区衛生組合のほうで統一という形で、構成市のほうは統一料金という形で出されているものですから、申しわけございません、ちょっと詳細についてはわかりません。

以上です。

(大塚) では最後、もう一点だけ。これこの場で、この議会で通過した場合、どういう形で対象者にお知らせをしていくか、具体的な周知の方法について伺います。

(環境課長) 周知方法につきましては、基本的には「広報かがやき」あるいはホームページ、それと実際にし尿処理券を販売している販売店で購入者にお知らせをしていただく方法、あるいは実際にし尿を収集する業者にその依頼されたお宅に伝えていただくという方法で今検討しております。

以上です。

(大塚) 周知方法の今の答弁の中で、恐らく業者、それから広報については、ある程度理解をされた方が情報発信をして、受ける方もある程度折り合いがつくのだろうなと思うのですけれども、県の小売業者さん、ここら辺については、ただ単に扱ったものを右から左に渡すというか売りさばくわけなので、そこら辺十分に理解をしていただけるのか。よくある話が、何か買う側にすると知らない間に値段が上がっていて、理由もよくわからないというのが、この件ではなくてもあると思うのです。そこら辺再度注意深くというか、より理解をしていただくように配慮すべきだと思いますが、その点についてはいかがですか。

(環境課長) 今のご質問ですけれども、実際利用者の方が小売店に買いに行ったときに、我々の今行おうとしている内容とすると、小売店の方に、先ほど言いました10月1日からの値上げのことを利用者の方に伝えていただいて、その金額が10月1日以降間違えないような周知の方法まで徹底して行っていただく。ですので、9月、10月以前に買われたものを10月以降に使うことが基本的にはないような形でお話をさせていただく

という形で小売店のほうにはお願いしようと考えております。

以上です。

(大塚) それら一連の業務といいますか、具体的な知らせることについては、広報を含めていつごろから、どんなタイミングでやる予定なのか。これ最後です。よろしくをお願いします。

(環境課長) 具体的なちょっと日にちのほうはまだはっきりとは出ていないのですけれども、できるだけ余裕を持った形で、時間を短時間ではなく、なるべく長い時間をかけて周知できるように考えていきたいと思えます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) そもそも消費税の導入は今決まっていない時点で8%を10%にする、賦課することを決める自体は、やはり市民の皆さんの納得は得られないのではないかと思いますので、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(観光戦略課長) 10月1日から鴻巣市花と音楽の館かわさとにおいて新たな附属設備、ピアノを利用に供することから、その利用料金を規則で定めるという規定を追加するものでございます。これは、現在使用している花久の里のピアノは昭和58年竣工の川里農業研修センターの集会室にあったものを移動したものであること、川里農業研修センターと同時に購入したものであることから、36年が経過しております。36年間の経年劣化により、フェルトハンマーの交換が必要な状態でございます。このことから、今後も長年にわたりピアノを使用していくこと、利用者やプロの演奏家の方たちからは音の響きなどとてもよい施設だと評価をいただいていること、またバラの庭園は充実をしてくれていること、施設の名称も「花と音楽の館かわさと」としていることから、音楽分野もより一層充実を図るため、プロ演奏家の意見などを参考に、音色、音量、操作性にすぐれた新しいピアノに入れかえるというものでございます。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) 今回のこの議案第21号の件、これは花久の里は本当に音楽、すごくいい音を楽しむことができますので、市民の方も、また市内外の方も楽しんでいる施設でもございますので、これはこれでいいと思うのですが、確認をさせていただきたいと思います。

花久の里での、あそこはオペラであったりとか、いろいろな音楽活動の発表をされますけれども、花久の里で利用料金が発生するものはほかにあるのか、マイクとか音響機器は一切発生をしないのか。今回はたしかリースであるかと思うのですけれども、これをもしも購入した場合にどのくらいの金額になるものなのか。スタインウェイとかいろいろメーカーがあると思うのですけれども、メーカーはどのようなものなのか。現在予定しているリースは月々幾らで、何年契約のものなのか。この選定は

どなたが行ったものなのか。今後この今まで使っていたピアノ、ピアノって結構中古でも流通するものでありますので、この処分は今まで使っていたものは今後どうする予定なのかを伺いたいと思います。

（観光戦略課長）ほかの附属設備について、マイクとか例がございましたが、それは料金発生するものではございません。今回のピアノだけを考えております。また、購入した場合ということですが、購入した場合は320万プラス消費税ということになる予定です。メーカーはヤマハです。ピアノのグレード的には、ヤマハのグランドピアノ、現在5段階のグレードがありますが、そのうちの上から3番目、中間地点のC7Xというのを、購入を考えております。

リースは月額で6万800円、消費税別です。これを考えております。5年間リースとなります。予算の議決をいただきました後に来年度早々に入札の準備をいたしまして、9月のリースを開始ということを考えております。9月にリースを開始することによって、消費税が仮に10%に上がったとしても現在の8%を継続していくことは可能ですので、消費税が上がる前の購入を考えていきたいと、なおかつ利用者に周知期間を設けたいということからその想定をしております。現在使用しているものは売却を考えております。選定に当たりましては、プロの演奏家の感想などを聞きながら館長と相談をして、ヤマハのものがいいだろうと。現在もヤマハを使っておりますが、国内メーカーでもありますので、ヤマハということを決めております。

以上でございます。

（潮田）現在使っているピアノについては売却を考えているということでもございました。大体恐らく売却するに当たって、少しどのくらいというのを見ているかと思うのですけれども、大体どのくらいで売却をする予定なのか。これは明確な金額にはならなくて、きっと予想というか予定価格になると思いますけれども、その確認です。

それと、今5年リースということでもございました。5年たった後、買い取りにするのか、その後はどのような考えでいらっしゃるのかお願いします。

（観光戦略課長）売却の値段なのですが、一度業者に見積もりを依頼したところ、約35万円くらいかなという結果でございます。それと、リースが終わった後、リースアップの段階では無償譲渡つきのリースを契約する予定ですので、そのまま鴻巣市の所有となります。以上です。

（矢部）このピアノはリースで借りるということは、全部調整というか、あれを全部含んで、向こうでやってくれるとか、全部含んでいるわけですね。

（観光戦略課長）今回のリースにつきましては、調律などは含んでおりません。本体のみのリースとなります。

（矢部）普通リースの場合はみんな向こうで調整とか、いろんなあれをとか思ったのだけれども、そこまでは契約というか、そこはできなかったのだ。

（観光戦略課長）ピアノを演奏する特にプロの方につきましては自分好みの調律というのが実はありまして、ジャズに向けた調律方法、それからフォークソングに適した調律方法といろいろ好みがございます、一律の調律ではいろいろ対応できないということで、調律は別ということを見込んでおります。

（矢部）これ使うのに、あれ1,600円だっけ、これ午前中、午後、夜と、こう分かれているのだけれども、これ同じ料金でやるのか、ちょっとその点。お金も1,600円といううわさを聞いたのだけれども、正確なあれを。

（観光戦略課長）利用料金につきましては、午前、午後、夜間ということで、この利用時間区分によって、1回だと1,600円という想定をしております。これにつきましては鴻巣市の文化センター、リハーサル室も部屋の使用料も同じ値段となっておりますので、文化センターのクリアこちらのすのリハーサル室のピアノも1,600円としていることから、それに倣って花久の里も1,600円を想定しております。

（矢部）ちょっと聞きづらいという気がするのだけれども、これ税金で買うのだよね。税金で買って、これに使用料をかけるのだ。と、感じる人もいるのではないのかなと思うのだけれども、その点をちょっと、あ

ったら何か。

(観光戦略課長)先ほど1回で買うと320万プラス消費税というお話をさせていただきましたので、やはり利用者負担を求めていくべきかなと思います。1,600円なのが妥当かどうかは、今回の文化センターに倣っていくのが今の段階では一番適正な額かなということで判断をしております。

以上です。

(菅野)簡単なことですがけれども、この利用というのはあきがないほど利用があるのか、それとも1日1回ぐらいあればいいのかという、その利用の状況と利用する人、子どもが多いのか、大人が多いのか、どういう人が利用するのか。演奏する人はもちろん利用するでしょうけれども、プロは。そこら辺の利用についてお聞きしたいと思います。

(観光戦略課長)昨年、平成29年度の年間の実績でいきますと、126回の利用の貸し出しをしております。そのうち有料コンサートが35回、無料のコンサートが16回、ピアノ教室などの発表会が20回、練習等が53回、その他2回ということで、合計で126回。今年度につきましても、同じような利用回数で推移しております。

利用する方なのですが、有料のコンサートはもちろん大人の方が利用となりますが、ピアノ教室の発表会はお子さんから大人までということで、練習生の発表会ですので、お子さんも利用をしております。

以上です。

(菅野)ということは、毎日練習生がいっぱい来て、どうにもならぬほど利用するわけではないということですね。そうすると、維持管理などは、やはり会館のほうでピアノの方の意向でちゃんとやっているということなのではないでしょうか。

(観光戦略課長)指定管理者のほうで管理をしておりますが、先ほどの調律の話につきましても、利用する方が自分好みの音にすることが可能ですので、調律料は利用する方が負担をするという形になります。

(頓所)前任者が随分質問してくださったので、1つだけ。売却すると35万。市内の、課が違うから何とも言えないのですけれども、小学校の

ピアノとか結構老朽化しているピアノが市内に、市の持ち物の中にあると思うのですけれども、そういったものと入れかえたりとかする、いろんな状況を踏まえての、それでもこっちのほうが、売却したほうがいいというのであればよろしいかと思うのですけれども、これよりもっと劣化しているピアノがあるかどうか、確認の上で売却をするという考えはあるかどうか、お伺いいたします。1点だけ。

(休憩 お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時40分)



(開議 午前9時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(観光戦略課長) 当初説明を申し上げました36年が経過しているということで、ハンマーの交換が必要な状況です。ハンマーの交換の見積もりをとったところ、60万円を超えるようなちょっと高額な金額がかかることですので、その辺も含めて、小学校のピアノが交換が必要なのかどうかを検討させていただきます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第21号 鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求

めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) 6ページの継続費補正のところの Kouノトリの里づくり事業、これは金額等の説明はありましたけれども、なぜこういう減額になったかを、済みません、もう一回。金額がこういう明細ですというのはわかるのですが、どうしてこれがそういう残になってしまったのかの説明をお願いいたします。

(環境課長) 今回のこの予算に関しては、設計額を算出する際に工事課にも協力依頼をしまして、できる限り公表されている歩掛かりのほうを使わせていただきました。一部に関しては歩掛かりに明記されていないものに対しては見積もりという形をとらせていただきましたが、その設計額に対して、極端にと言っているかどうかわかりませんが、入札額、落札額が安かったためにこれだけの残ということになっております。

以上です。

(潮田) そうすると、本来設計にこのぐらいかかるであろうと思っていたのがすごく安かったということですが、その安かったということが後に影響があっては大変なことだと思いますが、その安かったということに対しては、安全性だとか、人が住むわけではなくて、Kouノトリさんが住むわけですが、安かろう悪かろうということにはならないということは確認できているのでしょうか。

(環境課長) 今回の入札に関しては指名競争入札という形をとらせていただきました。その指名の中で業者選定に関しては、過去に動物園等の

設計を行ったことのある業者を選定させていただきました。そのほかとしますと、そのほかというか、加えて先進地であります千葉県野田市の施設等を設計のほうを行った業者等も入れておりますので、過去にそういう類似の設計のほうを実施している業者を選ばせていただきましたので、基本的には安かろう悪かろうという現象が起こらないような状況の業者選定という形をさせていただいています。

以上です。

(潮田) そうすると、本来であれば、これ最初に見積もりをとる段階で千葉県野田市とかの状況を聞いておくべきものだったのではないかなというふうに思うのですけれども、済みません、これ補正と補正後でなっていますが、実際本来予算としてやっていた金額、実際にかかった入札の金額を教えてくださいませんか。

(環境課長) 当初の予算としては、2年間の総額として2,138万4,000円を計上させていただいております。落札価格になりますが、税込み額ですけれども、419万400円という形になっております。実際の落札額と補正後の予算の差が多少あるのですけれども、そこに関しては、今回特殊な建物というか、特殊な施設の設計ということもありますので、今後契約結んだ後の契約変更等も可能性があるということから、落札額に1割乗せた状態での予算という形でとらせていただいております。

以上です。

(潮田) そうすると、これ結構な金額ですよ。4分の1、5分の1ぐらいで済んでしまったということですからけれども、これはコウノトリの里づくりの基金のほうにそのまままた残る、戻すという形になるのですか、一般のほうに戻すのでしょうか、この差額については。

(ちょっと暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時54分)



(開議 午前9時55分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

（環境課長）先ほどの潮田委員さんのほうからの質問に関しては、申しわけございません、ちょっとこの場ではわかりませんので、財政サイドと検討した上でお答えさせていただきます。

以上です。

（潮田）わかりました。

それでは、13ページの国庫支出金、農林水産費国庫補助金のところですか。新規就農総合支援事業費補助金、これ一定の額を超えたというのがあったのですけれども、一定の額というのは幾らぐらいを指すのでしょうか。

（産業振興課長）こちらは前年の所得を見ます。100万円以内であれば満額出ます。150万円、1年間で出ますが、それを超えてしまったときには計算式がございます。前年度所得が100万円以上350万円未満の場合には、計算式がございます。350万円から前年度所得を引きまして、5分の3を掛けた、その額が支給額となります。

以上でございます。

（潮田）ちょっとすぐに自分がそれを計算できないのですけれども、これはその方が……産地パワーアップではないから、新規就農だから、今まで普通にサラリーマンであったりとか普通の収入があった方ということで、その方が仕事をやめて農業に就農した場合のということですよ。だから、前年までサラリーマンとかやっていたら、当然これはそれよりも多くなってしまうということぐらいの金額ということではよろしいですか。

（産業振興課長）農業の新規就農自体が、前年度までサラリーマンをやっている満額お給料もらっていて、翌年に農業を始める、それですぐ収入が上がるというものではないものでして、それでこういった補助事業がございます。ですから、農業を初めてすぐはやはり少ない収入の中で生活を賄わなくてはならないということから、このような計算式になっているのだと思います。

（環境経済部長）今回の減額のケースというので2人が対象で交付金をもらっているわけなのですけれども、お一人の方は満額、こちらの方は2年目です。まだ収入が少なかったもので、150万、満額もらっているの

す。あと一人の方は、3年目ということで前年の所得があったのです。その関係がありまして、120万ぐらい減額になった。要するに350万の中に大体入ってきているというようなことです。そういう形で減額になっているということです。2年目と3年目の方です。以上です。

(潮田) わかりました。ちょっと私は設定金額が低過ぎるのではないかと、思って心配だったので聞かせていただいたのですが、わかりました。

次に、15ページの産地パワーアップ事業補助金のところで、先ほど計画によるものと落札差金という話がありました。この4,074万8,000円のうち、その内訳、計画のほうの部分の落札差金、どのようになっているのかお願いいたします。

(産業振興課長) こちらの事業内容が鉄骨ハウスと、あとは資材、鉄骨ハウスの資材の購入費というような形になりますので、こちらの例えば面積を変えて金額に反映してきているとか、あとはこのハウスの中に資材を入れるのですけれども、その中で例えば底面給水ベンチというものがございます。こちらは均一にお水というか、かん水をするために、ベンチ底面プレートというのですけれども、そちらをハウスの中に設置するというようなものなのですけれども、そういった数ですとか、配置の仕方ですとか、あとは実際にこの施設自体のグレードもございますので、そのグレードをどこにするかというところでもいろいろ模索されたのだと思います。費用が2分の1補助されるとはそういったことでもございませぬけれども、やはり2分の1の自己負担というのが発生いたしますので、やはり一度請求はしましたが、農業者の方々もいろいろお考えの上、業者の方と計画をし直してこの金額になったものと思われませぬ。以上でございます。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)



(開議 午前10時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) そうすると、今回のこの減額というのが、この対象の、これは団体ですよ、個人ではなくて団体ですけども、この減額になったことでその団体の方が不利益をこうむるような事態にはなっていないということでしょうか。

(産業振興課長) そのとおりでございます。

(潮田) もう一つ、これは27ページの、先ほどコウノトリの里づくりのところでもありましたけれども、ふるさと納税のほうがり足りなかったということでもありますので、ふるさと納税になると総合政策のほうになると思うのですが、これ実際にはこのふるさと納税が少なかったというのが、やっぱり商工だったり観光だったりとかということところにも影響、そっちのほうの、こんなこと言ったら申しわけない、努力ももう少し必要なかなというふうにも思っているのですけれども、今後こういった、実際ふるさと納税が少なくなってしまうと、こういう基金のところにごく影響してきますので、ここについては総合政策も含めて、商工であったりとか観光であったりとかというほうの拡大が必要かなというふうに思っているのですが、現実このうちの委員会にも影響があるということから考えると、今後このふるさと納税にかかわるための商品の発掘であったりとかというのを、これは観光であったりとか商工であったりかなというふうに思うのですが、そこら辺って今答弁できる内容かどうかあれなのですけれども、もう少し努力とかいうのってされているのでしょうか。実際これ基金が減ってきてしまっているというのは大きな問題かなというふうに思うのですけれども。

(環境経済部長) ふるさと納税の返礼品に関しては、うちのほうも産業振興ということで、相当かかるものがあります。実際は総合政策課がやっていますけれども、その新しい発掘だとか新しいところに行ったり来たりということの打ち合わせを年に何回かやっています。今回実際うちのほうの担当部ではありませんけれども、ふるさと納税が3,300万ということで、たしか3,300万ぐらいだったと思うのですが、昨年より1,000万

ぐらい落ちている現状です。それは一つには総務省の規制の関係が一つあると思います。それと、今回うちのほうの基金の積み立てが落ちているというのは、実はふるさと納税ってたしか5つの項目に納税される方が選べるようになっていきます。その中で、市長にお任せの部分が実はすごく多いのです。その振り分けは総合政策課のほうで、それぞれの利用目的だとか均等に割ったりとかいろいろあるのでしょうかけれども、その振り分けをしております。その関係で、うちの全体が落ちた分も当初より、当初もう少しふるさと納税額を多く見込んでいたのかなとはちょっと思うのですけれども、その関係でちょっと今回積立額が落ちてしまったのかなというふうに考えております。

以上です。

（潮田）それでは最後に、同じく27ページの環境にやさしいまちづくり基金積立金というのがあります。この環境にやさしいまちづくり基金、実際にはどのようなものに今年度使ったのでしょうか、それを確認をしたいと思います。

（環境課長）環境にやさしいまちづくり基金の充当先といたしましては、今年度でいいますと環境教育事業、それとエコチェンジポイント鴻巣事業、ごみ減量推進事業、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て防止事業等に支出のほうをさせていただいております。

以上です。

（潮田）わかりました。今これで項目はお聞きいたしましたけれども、先ほどの部長のほうの答弁にもありましたけれども、アピールの仕方かなという。やっぱりこっちに同じふるさと納税で市長にお任せというふうになった部分から、やっぱり環境のほうに使おうというふうになってもらうためのアピール等が必要になってくると思うのですけれども、それをやっぱり大きくやらないと、基金がこっちのほうに来ないかなというふうに思うので、これはまた予算のほうで聞いていこうと思いますけれども、次の何か策は考えていらっしゃるのでしょうか。

（環境課長）来年度予算に関係してきてしまうのですけれども、この環境にやさしいまちづくり基金の充当先を今までよりも幅を広げて皆さん

に周知できるような内容のものを取り入れていく予定でございます。
以上です。

(矢部) それでは、コウノトリからちょっと聞かせていただきます。この設計のあれでもって、先ほど指名業者というかあれでもって、経験者のあれということで、これ何社のあれが指名のあれだったのか。それと、これの予算に対して積算というのはどっちのほうで、何からというのはこのところでやっているのか、この積算のほうもちょっとお聞きしたいなと思いますけれども。

(環境課長) 休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)



(開議 午前10時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで一言申し上げます。質疑のほうは一問一答となっておりますので、ご了承願います。

(環境経済部長) 済みません。先ほどコウノトリの基金の充当の関係が出たのですけれども、申しわけないです、私どもちょっと勉強不足で。今回の予算に関しては基金充当していないということなので、今回の減額分は一般財源のほうにそのまま入るということです。

以上です。

(環境課長) 先ほどの設計のご質問なのですけれども、設計の内容といたしますと、管理・観察棟と飼育のためのケージと外構というような主なものとなっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(何事か声あり)

(環境課長) 済みません。ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時32分)



(開議 午前10時33分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境課長) 申しわけございません。

指名競争入札の指名業者は6者となっております。

以上です。

(何事か声あり)

(環境課長) 積算に関しましては、市の工事課の協力を得まして、歩掛かり等を利用して設計のほうは行っております。

以上です。

(矢部) 今の設計のほうで、積算のほうも。だからそっちのほうの課でやっているということですか。

(環境課長) はい、そのようになります。

(矢部) 次に、新規就農のほうの、2名が申請して、1名の方がオーバーということでもって、これ先ほど100万というか、農業をやるというか、それにはやはり、備品ではないけれども、機械等やら、そういうやつを全部引いた残りの100万なのか、ちょっとそれをオーバーしたのか、ちょっと。

(産業振興課長) 積算自体は前年の所得を見まして計算式に当てはめますので、何を使ったかとかいうのはございません。

以上でございます。

(矢部) 次に、産地パワーアップ事業、これは6者というか6件のあれで……これ幾らだったか、総額2億だったか、1億。これ菅野さんが反対したやつだよな。

(何事か声あり)

(矢部) 総額、ちょっと幾らだったかなと思って。

(産業振興課長) 今回当初ご提示した金額が、1億2,987万7,000円でございます。それで、計画変更を行いまして、9,842万5,000円になりました。そして、さらに請負残がございまして、入札をかけたまま決定した額が8,912万9,000円でございます。

以上でございます。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時36分)



(開議 午前10時36分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(産業振興課長) 計画時では2億1,260万5,130円ございました。計画変更後、1億9,252万5,129円でございます。

以上でございます。

(矢部) その変更というのが1億2,000万って随分下がったというのが、これはどういうあれでもってこれしたのか、ちょっと。

(産業振興課長) 潮田委員の先ほどのご質問と同じくなりますけれども、資材の、これは鉄骨ハウスの面積……

(それはわかった、いいですの声あり)

(矢部) 鉄骨のほうの、これ申請している人が、メーカーが違うとか何とかって、そういうあれでもっておくれているというか、あれになっているのではないかなと思うのですけれども、ちょっと聞きたい。これ外国の製品とか何とかって、そういうあれもちょっと耳に入ったのだけれども、どういうあれになっているのか、ちょっとそれを聞きたい。

(産業振興課長) 今回ご提示こちらのほうでいたしました1件の農家さんの事業がおくれたという繰り越しの提示でございますが、こちらは底面給水ベンチというものがございまして、こちらは国内の在庫が足りなくなったということでございます。当初こちらが年度内にこちらのほうに入荷する予定だったのですけれども、船便で来るということで、3月の下旬に入港予定ということで、こちらの変更に、事業の完成がおくれたということでございます。

以上でございます。

(矢部) そうするというと、これは継続でやるということでもいいのかな。

(産業振興課長) はい、次年度に繰り越しとなります。

(菅野) 6 ページのコウノトリの里づくり事業の基本実施設計が2,138万4,000円で、補正後、平成31年度461万の残でこういうふうになるということですがけれども、実際コウノトリの里づくり事業にどういう状態をもって成功とするのか。6羽ぐらい飼いたいということですよ。それで、放鳥もしたいと。だから、豊岡並みのことをやりたいということをやっているわけですよ。豊岡は、あそこは県や国も入って大変大がかりにやっているわけで、私もコウノトリについてはノート1冊にまとめているのですが、本当に鴻巣でできるのか、最終的に何億の金を投下すればできるのかという、豊岡並みに県などから人もお金も含めて大きな予算措置がされるのか。荒川北流域は何か全部参加するような言い分の報道、市長の事業の内容になっていましたけれども、荒川北流域というのは桶川、北本、鴻巣、吉見、川島町ですよ。だって、北本なんか石津市長のときに300万ぐらいの予算措置が、議会でとても農家の協力を得られないからといってバツになっているわけですよ。それがいつからか原口市長になると国際的な機関が乗り出したといいますけれども、いつからか鴻巣でできる状態になったのか。荒川北流域もできる中に、最近の政策の発表では言っていた気がするのですが、幾らぐらいのお金をもって、県からも来るのなら、財政措置がどのようにされて、いわゆる豊岡並みの事業になる予算なのか、最終的な予算をどこまで組んで事業を行っているのか、これをまず聞きたいと思うのです。

(環境経済部長) 菅野委員の質問ですがけれども、まず豊岡の規模は、恐らく一番ご存じだと思うのですが、鴻巣が考えているような規模では全然ないです。あそこは何百匹というコウノトリを飼っておりますし、豊岡市と県とでやっておりますけれど、規模は全然違います。コウノトリの今回飼う鴻巣市の目指しているのは、一つの目安は野田市です。6羽というのは、当初つがい雄、雌、1羽ずつをもらって、その中で産卵をして、最大6羽ぐらいが飼える今回の施設をつくと。この設計のほうはその施設をつくる設計費が2年間の継続費で組まれているということです。先ほど言いましたように管理棟であったりとか、見学できるような場所の建物、それとゲージです。網がある。外からちょっと見

えるような、そんな施設をつくるということです。

何をもって成功なのかというのは、市のほうは飼育を目指しているものではないです。ですので、飼育とともに放鳥です。なので、今回もらえると言われる、管理している I P P M—O W S というのは個体の管理をしっかりとされていて、ペアリングがうまくいきそうなものをいただけるのではないかなというふうに考えています。ですので、野田の例でいうと、産卵に関しては相当な、豊岡のほうもノウハウを蓄積をされていて、成功率がかなり高いということです。うまくいけば、飼うことができれば、産卵して、鴻巣市から放鳥ができるのではないかなと思います。コウノトリは、当然鴻巣市に放鳥したときにとどまるものとは考えていません。もちろんとどまっていただければいいので、今回の夏水田んぼだとか、国交省のワンドだとかというような、湿地をつくる施策にも取り組んでいますけれども、どうしても近隣の市町村に飛んでいく可能性も高いわけです。その関係で、荒川流域の、今菅野委員が言われていた吉見、桶川、北本、川島でしたか、そこにもやっぱりしっかりと協力をして、飛んでいったコウノトリ、飛んでいくかもしれないコウノトリとこの地域一帯で、または野田も含めて関東一帯としてコウノトリの繁殖というか、そういったものをやっていこうという考えでございます。金額のほう、市長の施政方針の代表質問の回答にもありましたけれども、野田がつくるときにおおむね1億5,000万ぐらいかかっていると。それより、少なからず建設物価等も上がっているのです、ちょっとかかるのかなと。維持管理費のほうも、委託料で1,500万近くかかっていて、プラス電気代だとか警備代だとかがかかるとかということ、まだ施設の詳細のほうの大きさのほうもしっかり決まっていませんので、それからそういった金額も出てくるのかなというふうに考えています。

以上です。

(菅野) いわゆる首都圏では無理だというふうにあちらの状況を読み物を見ると書いてあるわけです。野田にしても、50ヘクタール以上のそこを湿地にしたりしているわけです、あの住宅売ると言ったのを市が買って。鴻巣の場合そんなことできないですよ、そういう場所もないし。

なぜ……市長が好きだからといってやるのかもしれませんが、本当にどういふところがコウノトリが飼えるかというのが、まず餌が豊富にあって、木がたくさんあって、きれいな場所が多くて、自然が豊かで、田んぼや川が広くて、コウノトリの子育てに向いていると。それから、一番大変なのは、静かにしようとする努力の人たちがいて、それが見守っていると。私みたくマイクで街頭宣伝なんかしてはいけません、コウノトリ飼うようになると。大変だと思っているのですけれども。そういう中で、田んぼも含めまして、本当にすごい事業をやって、県の指導もあって、…鳥類研究所から多摩動物公園、いろんなどころからのあれで成功しているわけです、私たち見に行きましたけれども。そういうのが。だって、田んぼやるといったって、ほんの吹上の一部ですよ。鴻巣中の田んぼに、冬水田んぼ、夏水田んぼ、やるところなんてないです。北本がそれでだめになったのは、農家の人から、誰が冬水張ったり夏収穫、田んぼ水抜いて日干しするではないですか。そのときもずっと水張っていなくてはいけませんから、餌のために。そんなこと誰ができるかと。みんな休耕田になっていればいいです、つくっているところもあるわけですから。そういうので北本はあっという間にキャンセルになったわけです。だから、どれぐらいのお金を農家に補償してやるのかと。どこかへ飛んでいってしまうだけのために鴻巣で飼育するのか。ですから、1億や2億でできる事業なのか。みんなどこかへ飛んでいってしまうのに、その場所がゲージがあるというだけが事業にはならないと思うのですけれども。

それから、市の職員も命がけで、松島興治郎さんという方はその前で寝起きして、その後佐藤さんという若い青年に引き継いでいる。そこまでやらないとできない事業を、生半可でコウノトリのレプリカつくってこんなにやるのでいいのかと思うのですけれども、私はほかにすることがあるのではないかなと。人間を大切に、ここら辺をどう見通してやっているのか。市の職員もほかの指導頼みではなくて、そこまで協力する、コウノトリにかける職員も育っているのか。農協も含めましていろんな団体の協力を得るといふ、そこを積み上げて言うのならわかるけ

れども、積み上げがなくて、市長がコウノトリ好きだからやるなんていうのでは、私は権力者の、何か……

（委員長）菅野委員に申し上げます。簡潔な質疑をしてください。

（菅野）だから、住民のこうした願いとコウノトリの事業がどこでセッティングするのか。住民にコウノトリが大好きだかとアンケートで聞いたわけでもなし、ここら辺を……署名とったと言ったっけ。あれは、だって自治会通してがんがん回したのですから……

（委員長）菅野委員に申し上げます。簡潔な質疑をしてください。

（菅野）署名とったの2万だか3万集まったと理由にしていますけれども、あれは自治会に、自治会通して藤田さんが言って回したのです。生出塚も回ってきました。皆さん書いて……

（何事か声あり）

（菅野）彼が言ってやったのですもの。だって、言っていますもの。それで、自治会ですから、署名なんてしたことないので、回ったことないですから、そこら辺根拠にするのはいかがと思う。

（委員長）菅野委員に申し上げます。この議案に対して簡潔な質疑を一問一答式でしてください。

（菅野）だから、コウノトリが本当に飛べる状況なのかと、こういう予算措置や人的配置や事業の進め方で、これをお聞きします。今言ったことも含めて。

（環境経済部長）1つ、今菅野委員の発言にもありましたように、コウノトリを飼いたいというような署名がたしか2万幾つだったですか、いただいたというのも、一つにやっぱりコウノトリ、要するに鴻巣市の市民にとってのコウノトリという位置づけというのを一つあらわしているのかなというふうに考えております。

それと、今の状況ですと鴻巣で放鳥したコウノトリがなかなか飼える状況にはないかと思えます。ただ、ここから建設省、そして冬水田んぼ等で施策をしていって飼っていくと。実は豊岡に私も何回か行ってきますけれども、豊岡のほうも田んぼのど真ん中に巣塔があって、生活しているのです。では、稲作の田んぼって夏場は餌場にならないのです。稲が

大体20センチを超えると歩けなくなるので、結局その田んぼの端を歩いたりしながら餌をとっているのです。当然豊岡のほうは湿地等もあって、鴻巣とは比べ物にならないほど採餌環境はあります。ただ、そういうところで飛んでいる、生活をしているというか営巣しているコウノトリも相当多いわけです。ですので、コウノトリの飼える環境というのが鴻巣もしくはこの地域、もしくは関東にないとは言えないと思います。関東の中で野田と鴻巣市がコウノトリを飼って、関東にコウノトリを飼える環境をどんどんつくっていくのが私たちの目標です。

以上です。

（菅野）野田並みの50ヘクタールですか、すごく広いところを湿地にしたわけですがけれども、住宅地をつくるというところを。では、鴻巣もそういうことをできる場所があるのですか。今後そういう方向性があるのでしょうか。

（環境経済部長）野田市がコウノトリを飼うときに、あそこの採餌環境、要するに餌の環境というのを調べています。ただ、残念ながら、その面積でもそこに営巣していないのです、コウノトリは。なので、コウノトリの飼える環境は鴻巣市に本当にできるのかというと、はっきりできませんとなかなか言えませんが、野田の例でいうと、それをつくっていても野田には営巣していないというようなことなので、要するにもう少し広域的なものでコウノトリの住める環境というのをつくっていくというのがやっぱり目標だというふうに考えております。

以上です。

（菅野）次は7ページですけれども、先ほど産地パワーアップ事業で説明がありましたけれども、この事業に参入できる要件というのがどういう状況のもとであるのか。いわゆる大型農家であるとか、それから地域での農家の方の連携がちゃんとできていてやれると。今農業をやっている方がいても採算が合わない方もおられるわけですので、そこをお聞きします。

（産業振興課長）こちらの6件の農業法人の方なのですけれども、鴻巣産オリジナルプランツ研究会というものを組織しております。鴻巣産の

オリジナルの品種、オリジナル商品の全国的な知名度の浸透、販売拡大に向けて活動をしております。地域農業の担い手ということで発展していくことを目的とした組織でございます。

以上です。

（菅野）ということは、例えば市場に出している人の集まりであるとか、花農家の集まりであるとか、野菜農家の集まりであるとか、それらが連携しているのか。大型、要するに専業農家である条件なのかという、その条件、これに参入できる条件が、参入したい方、農家がいっぱいおられると思うので、そこからお聞きします。

（産業振興課長）こちらは地域農業の発展ということが目的となっております。政策目標として生産出荷コストを10%低減または販売額を10%向上しますよというのが、どちらか達成するよという、これが平成32年度までにそれを行うような計画になっておりますので、それが行えるような事業者が該当というか、参入できるということになります。以上です。

（菅野）その農家というのは地域と、それからつくって売っているもの、それをお聞きします。農家の農地の面積、農地の場所。あと、何を売っているのか、生産というか。花ではないでしょう。野菜でしょう。

（産業振興課長）主に花卉類となります。

（菅野）これは必ず成功している、こういう方式でやれば、花農家の方はいわゆるルートに乗って必ず成功する見通しがあるのか。過大な補助金を出すわけですから。そこら辺はどう出資先として見ているのかお聞きします。

（産業振興課長）こちらのやはり生産出荷コストを10%を低減するですとか、販売額を10%以上向上させるですとか、そういったやはり意欲のある農家さんでないと、こちらの事業には参加できないと思われま。あとは、この額がかなりな金額になりますけれども、やはり同額以上をご自分で負担するという、そういった意欲のある方ということで、やはりちょっとやりたいというぐらいな方ですと、ちょっと無理なのかなと思います。

以上です。

（菅野）13ページ、新規就農総合支援事業費補助金ということで、これは実際に2人ということですが、1人は2期、1人は3期ということで、継続してやっているということで、実際にどういう職種、どういうものをつくって販売しているのか。

（産業振興課長）1人の方は梨と多肉植物です。もうお一方は、水稻を中心としまして、ネギや里芋となっております。

以上でございます。

（菅野）こういう場合2人を選ぶというのは、やっぱりそれなりの書類を書いて、実績があって、この人なら大丈夫という選抜で選ばれてくるのか、地域で自分もやりたいという人はなかなかそこまではいないのか、農業の中で。そこをお聞きします。

（産業振興課長）この方たち、確かに経営を開始したのはそれぞれ、お一人の方が平成29年1月1日からになりますけれども、こちらはこの方大丈夫だということで認定されたというのがその年の4月1日になっております。ですから、開始をして、もうすぐに大丈夫かというところの確認は、県の農林振興センターの職員とともに市の職員が、あとは農業委員さんですとか、そういった方のいろいろ指導を受けて、この方が今後続けていかれるかどうかという把握をしまして、認定をしまして、この補助金を交付しております。

以上でございます。

（菅野）大変農業は難しい中頑張っているということで、素晴らしいことだと思いますけれども、地域が同じならやれることも作物なども同じにつくれたりすると思うのですが、そういう意欲ある人がだんだん波及効果があるような、地域に生産を広めるというふうには少しずつなっていくのでしょうか、こういう補助金があることは。

（産業振興課長）やはり後継者ということで、皆さん悩んでいるところ、後継者がいないということで悩んでいるところなのですけれども、やはり継がないで外に出ていってしまうという方々が、この新規就農、やはり私も継ごうということで農家を始められる方もいらっしゃいますの

で、そういった方を見ていると、やはり地域の方というのは、あそこのうちの誰々さんのうちの息子さんが始めたよとか、経営が順調らしいよとかいう状況とか評判を聞きつけたりとかすると、やはり農業をやるのかなという方も中には、おまえもやれよとか親御さんが息子さんに言ったりですとか、そういった波及効果はあると思います。

（菅野）交流したときにすばらしいネギを見て感激しましたけれども、わかりました。

それから、新規就農総合支援事業、その下の産地パワーアップ……さっき聞いた以外に、でも4,074万8,000円を減額補正するって、これって4,074万8,000円の減額ってすごくありませんか。そもそも最初の計画がちゃんとしていてこれだけの……

（委員長）菅野委員に申し上げます。今の質疑は、前委員のほうで質疑がございました。もう一度質疑を整理をしていただいて、質問項目を整理していただいて質疑願います。

（菅野）では、もういいです。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）コウノトリの事業ですけれども、大変野田市や豊岡市がいわゆる自治体でやる場合は見本となると思うのですが、どう考えても野田市や豊岡市ほどの自然環境が鴻巣ではつukれない。野田市などの本も読みましたけれども、首都圏ではやはり具体的に無理であろうというふうにも書かれているわけです。市の面積からして少ないですし、花を咲かせていろいろ楽しませるほうがよっぽど市民の要求に思っています。そういう点で、コウノトリにこだわることよりも、もっと市民は福祉に手を差し伸べてほしいと、こういう要求が本当に大きいです。高齢者の敬老祝金を1万円を5,000円に削るなんて、こんなことのほうがもっと高齢者、市民は望むことですので、福祉でもっと他に出すべき面があ

ると思いますので、コウノトリについては見合わすべきであると思います。その点で予算措置にはいかななものかと思いますので、反対をします（P.31「コウノトリに対する発言は訂正をして、反対をとりやめます」との発言あり）。

（何事か声あり）

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11時04分）

————— ◇ —————

（開議 午前 11時05分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま菅野委員より訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。

（菅野） 今の先ほどのコウノトリに対する発言は訂正をして、反対をとりやめます。

以上です。

（委員長） ここでお諮りいたします。

ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長） ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに討論ございませんか。

（なし）

（委員長） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)

_____ ◇ _____

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あすは午前9時から開会いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はお疲れさまでした。

(散会 午後1時51分)